

○流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例

平成 19 年 12 月 21 日

条例第 45 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害者及び特定疾病者が、疾病又は負傷について社会保険各法に基づく医療及び自立支援医療(以下「保険医療等」という。)を受けた場合に、重度障害者医療費及び特定疾病者医療費を支給することにより、重度障害者及び特定疾病者の医療を確保し、もって、重度障害者及び特定疾病者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給者の責務)

第 2 条 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費(以下「医療費」という。)の支給を受けた者は、当該医療費が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が 1 級又は 2 級のもの
- (2) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が ((A))、((A)) の 1、((A)) の 2、A の 1 若しくは A の 2 のもの又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手

- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者となっている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の区域外に設置されている施設であって、規則で定めるものに入所、入院又は入居している者であって、市長が認めたもの
- 2 重度障害者医療費の支給対象者であって、特定疾病者医療費の支給対象者であるものは、特定疾病者医療費の支給対象者としない。

(医療費の額の算定方法)

- 第5条 重度障害者医療費の額の算定方法は、別表第1の定めるところによる。
- 2 特定疾病者医療費の額の算定方法は、別表第2の定めるところによる。

(申請)

- 第6条 医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、市長は速やかに受給資格の有無を決定するものとする。

(受給権の消滅)

- 第7条 前条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた者(以下「受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給権者の医療費の支給を受ける権利は、消滅する。

- (1) 支給対象者でなくなったとき。  
(2) 市長が受給権者でないと決定したとき。

(医療費の支給)

- 第8条 市長は、受給権者の請求に基づき医療費を支給する。この場合において、受給権者は、医療費の領収証等自らが負担した医療費の額を証する書類を添付しなければならない。
- 2 医療費は、第6条第2項の規定により医療費の受給資格が認められた日の医療費から前条の規定により受給権の消滅した日の医療費までを支給する。

(現況の届出)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第 14 条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第 15 条 医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。

2 前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に関し必要な事項以外について行つてはならない。

3 受給権者は、市長から医療費の支給に関し必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。

(委任)

第 16 条 医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 4 月 1 日から障害者自立支援法施行令附則第 12 条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例)

2 障害者自立支援法施行令第 35 条第 1 項に規定する高額治療継続者に係る平成 20 年 4 月 1 日から障害者自立支援法施行令附則第 12 条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第 10 条の規定は、適用しない。

(経過措置)

3 平成 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第 10 条中「当該年度の 8 月 1 日から当該年度の翌年度の 7 月 31 日まで」とあるのは、「当該年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日まで」とする。

4 流山市福祉手当の支給に関する条例(平成 19 年流山市条例第 44 号)附則第 2 項の規定による廃止前の流山市福祉手当及び医